

社会福祉法人ライフ・タイム・福島
役員及び評議員等の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人ライフ・タイム・福島（以下「この法人」という。）の役員及び評議員、法人が主管する委員会・会議等に出席した際の報酬等及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第16条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、その他職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わず、費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用弁償とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費含む）等の実費の経費とし、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(役員等の報酬等の支給)

第3条 評議員及び非常勤役員が評議員会又は理事会に出席した場合もしくは監査等の業務に従事した場合には、別表1により報酬及び第5条の費用弁償を都度支給することができる。

2 評議員及び非常勤役員（理事長を除く。）が理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合には、別表1により報酬及び第5条の費用弁償を都度支給することができる。ただし、前項と同日に併せて業務にあたった場合は、重複支給することはない。

(外部委員の報酬等の支給)

第4条 外部委員が法人の主管する委員会・会議等に出席した場合には、別表1により報酬及び第5条の費用弁償を都度支給することができる。

(費用弁償)

第5条 この法人は、役員及び評議員、外部委員がその職務の執行に当たって負担した費用については、必要の都度支払うものとする。

2 次の場合、評議員及び非常勤役員が評議員会又は理事会に出席した場合、監査等の業務に従事した場合、評議員及び非常勤役員（理事長を除く。）が理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、外部委員が法人の主管する委員会・会議等に出席した場合には、交通費、旅費（宿泊費含む）等の実費を都度支給する。交通費は鉄道賃、車賃等とする。ただし、同日の場合は、重複支給することはない。

3 車賃の額は、1キロメートルにつき20円とする。路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

（報酬等の支給方法）

第6条 報酬等並びに費用弁償は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

（出張旅費）

第7条 評議員及び役員が、法人業務のため出張する場合は、法人の旅費規程に準じて支給する。

（適用除外）

第8条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

（公表）

第9条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（改廃）

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

（補則）

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、別に定める。

附則

この規程は平成31年 1月16日から施行する。

社会福祉法人ライフ・タイム・福島 部外役員等の費用弁償規則は、廃止する。

この規程は令和4年 6月24日から施行する。

この規程は令和 5 年 6 月 23 日から施行する。

別表 1

区 分	報酬額（日額）
非常勤役員	13,000円
評議員	13,000円
外部委員	13,000円